

平成 28 年 8 月 2 日

公益社団法人 日本精神科病院協会
会長 山崎 學 殿

厚生労働省 社会・援護局総務課
簡素な給付措置支給業務室

平成 28 年度臨時福祉給付金（簡素な給付措置）及び障害・遺族年金
受給者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）の支給促進に
係るポスター等の設置への協力依頼について

本年 3 月から実施した高齢者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）の広報につき
ましては、多大なる御理解及び御協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。おかげさまで、
本年 6 月末時点で 931 万人の方に支給することができております。

さて、高齢者向け給付金の広報の御依頼文書の文末でも触れましたが、政府においては、平
成 26 年 4 月に実施した消費税率引上げによる所得の少ない方への影響を緩和するために、平成
28 年度も「臨時福祉給付金（簡素な給付措置）」を支給し、併せて、「一億総活躍社会」の実現
に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい所得の少ない障害基礎年金等の受給者の方へ「障害・
遺族年金受給者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）」を支給することとしています。

厚生労働省においては、上記の 2 つの給付金についても支給事務を担当いたしますが、給付
金の支給を促進するために、支給対象者となる方々に効果的な広報を行うことができるよう、
引き続き関係者の皆様方の御協力を得ながら、様々な場所や機会を通じて、ポスター・チラシ
の設置による広報を進めてまいりたいと考えております。

つきましては、2 つの給付金のポスター・チラシについて、より多くの方の目に触れるよう、
病院に設置をしていただきたいと存じますので、貴会の御協力を是非お願い申し上げます。（別
添がポスター・チラシの見本になります。）

ポスター・チラシにつきましては、厚生労働省が広報業務を委託している業者から、本年
8 月下旬頃に、直接、ゆうメールにより病院へ配送させていただきます。

2 つの給付金のポスター・チラシの設置期間は、おおむね本年 12 月末まで御対応いただけま
すと幸いです。（また、現在御対応いただいている高齢者向け給付金のポスター・チラシにつ
きましては、市町村での申請受付期間がおおむね終了することから、御面倒をお掛けいたしま
すが、適宜撤去をお願いいたします。）

御多忙の折、大変お手数ではございますが、こうした趣旨に御高配をいただき、貴会会員の
皆様に対して周知いただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

（担当者連絡先）

厚生労働省社会・援護局総務課

簡素な給付措置支給業務室 安西、千々松

電話 03-5253-1111 内線 2133

平成 28 年 8 月 吉日

関 係 各 位

厚生労働省 社会・援護局総務課
簡素な給付措置支給業務室

平成 28 年度臨時福祉給付金（簡素な給付措置）及び障害・遺族年金
受給者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）の支給促進に
係るポスター等の設置への協力依頼について

本年 3 月から実施した高齢者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）の広報については、多大なる御理解及び御協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。おかげさまで、平成 28 年 6 月末時点で 930 万人の方に支給することができております。

さて、高齢者向け給付金の広報の御依頼文書の文末でも触れましたが、政府においては、平成 26 年 4 月に実施した消費税率引上げによる所得の少ない方への影響を緩和するために、平成 28 年度も「臨時福祉給付金（簡素な給付措置）」を支給し、併せて、「一億総活躍社会」の実現に向けて、賃金引上げの恩恵が及びにくい所得の少ない年金受給者の方へ「障害・遺族年金受給者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）」を支給することとしております。

厚生労働省においては、上記の 2 つの給付金についても支給事務を担当いたしますが、給付金の支給を促進するために、支給対象者となる方々に効果的な広報を行うことができるよう、引き続き関係者の皆様方の御協力を得ながら、様々な場所や機会を通じて、ポスター・チラシの設置による広報を進めてまいりたいと考えております。

つきましては、御多忙の折、大変お手数ではございますが、こうした趣旨に御高配をいただき、ポスター・チラシの設置について、引き続き、御協力を賜れば幸いです。

なお、今回の給付金のポスター・チラシの設置期間については、本年 9 月頃から 12 月頃まで御対応をお願いしたいと存じます。（今回の給付金の申請受付期間は、各市町村によって異なっており、厚生労働省の特設ホームページ（「カクニンジャ」で検索）で市町村ごとに確認できますので、御参照いただけますと幸いです。）

また、現在御対応いただいている高齢者向け給付金のポスター・チラシについては、各市町村の申請受付期間がおおむね終了していますので、御面倒をお掛けいたしますが、適宜、撤去していただきますようお願いいたします。

※ 今回のゆうメールは、各地方厚生局のホームページに掲載されている医療機関一覧表の
情報をもとに、送付させていただきました。

（担当者連絡先）

厚生労働省 簡素な給付措置支給業務室 安西
電話 03-5253-1111 内線 2129

確認じゃ！2つの給付金。

平成26年4月に実施した
消費税率引上げに伴う
所得の少ない方への影響を緩和します。

平成28年度 臨時福祉給付金

1人につき3千円

支給対象者

平成28年度分の住民税が非課税の方
(課税者の被扶養者や生活保護の受給者等を除きます)

「高齢者向け給付金」の支給対象者も受給できます。

一億総活躍社会の実現に向け、
賃金引上げの恩恵が及びにくい
所得の少ない年金受給者の方を支援します。

障害・遺族年金 受給者向け給付金

(年金生活者等支援臨時福祉給付金)

1人につき3万円

支給対象者

平成28年度臨時福祉給付金の
支給対象者のうち、障害基礎年金や
遺族基礎年金等を受給している方
(高齢者向け給付金の受給者を除きます)

- 両方の支給対象者に該当する方は、2つの給付金を受給できます。
- 給付金を受け取るためには、申請が必要です。
- 申請先は、平成28年1月1日時点でお住まいの市町村です。
- 市町村ごとに申請受付期間が異なります。



お問い合わせ先

厚生労働省給付金専用ダイヤル：

オー！ み な い い きゅう ふ
0570-037-192

9時～18時(平日のみ。ただし、
8月1日～12月18日は土日祝も開設)

■ IP 電話からおかけの場合：03-6627-1290 06-7731-2370 ■ FAXでお問い合わせの場合：06-6645-6278



カクニンジャ

検索



「臨時福祉給付金」や「障害・遺族年金受給者向け給付金」を装う
“振り込め詐欺” や “個人情報の詐取” にご注意ください。

市町村や厚生労働省などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市町村や警察署(または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。

障害・遺族年金受給者 向け給付金

支給対象者

平成28年度臨時福祉給付金の
支給対象者のうち、平成28年
5月分の障害基礎年金や
遺族基礎年金等を受給している方

※「高齢者向け給付金」(3万円)を受給した方は除きます。

支給額

1人につき **30,000円**

2つの給付金を受給できます。
1回です。



お問い合わせ先

ご不明な点は、

厚生労働省給付金専用ダイヤル：

0570-037-192

9時～18時
(平日のみ。ただし、8月1日～12月18日は土日祝も開設)
■IP 電話からおかけの場合：03-6627-1290 06-7731-2370
■FAX でお問い合わせの場合：06-6645-6278

または
「申請先の市町村」へ
お問い合わせください。



「臨時福祉給付金」や
「障害・遺族年金受給者向け
給付金」を装う

“振り込め詐欺”や
“個人情報の詐取”に
ご注意ください。

市町村や厚生労働省などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、
お住まいの市町村や警察署(または警察相談専用電話(＃9110))にご連絡ください。

確認じゃ！ 2つの給付金。

平成26年4月に実施した
消費税率引上げに伴う
所得の少ない方への影響を
緩和します。

一億総活躍社会の実現に
向け、賃金上げの恩恵が
及びにくい所得の少ない
年金受給者の方を支援します。

平成28年度
臨時福祉給付金

1人につき3千円

障害・遺族年金
受給者向け給付金
(年金生活者等支援臨時福祉給付金)

1人につき3万円



カクニンジャ

検索



平成28年度 臨時福祉給付金

支給対象者

平成28年度分の住民税が 課税されない方

※ただし、住民税において課税者の扶養親族になっている方や、生活保護の受給者である方などは除きます。

※「高齢者向け給付金」(3万円)の支給対象者も受給できます。

支給額

1人につき **3,000円**

両方の支給対象者に該当する方は、
支給はどちらの給付金も



申請方法

- 平成28年度臨時福祉給付金、障害・遺族年金受給者向け給付金を
受け取るためには、**市町村へ申請が必要です。**
- 申請先は、平成28年1月1日時点で住民票がある市町村です。
(平成28年に引越をしていなければ、基本的に現在お住まいの市町村が申請先になります)
- 申請受付期間や申請書の入手方法は、各市町村によって異なります。
- 詳細は、各市町村からの広報や
厚生労働省の特設ホームページ(「カクニンジャ」で検索)をご確認ください。

よくあるご質問

Q.平成28年1月2日以降に引っ越した場合の給付金の申請先はどこですか？

A.平成28年1月1日時点で住民票がある市町村になります。
給付金は申請先の市町村から支給されます。

※平成28年1月2日以降に市町村の区域を越えて引っ越した場合は、
申請先が現在お住まいの市町村と異なりますので、ご注意ください。

【参考】住民税が課税されない所得水準の目安(非課税限度額)

(給与所得者)	区分	非課税限度額 [※] (給与収入ベース)
	単身	100 万円
	夫婦(配偶者を扶養)	156 万円
	夫婦子1人(配偶者と子1人を扶養)	205.7 万円
	夫婦子2人(配偶者と子2人を扶養)	255.7 万円

(公的年金等受給者)	区分		非課税限度額 [※] (年金収入ベース)
	単身	65 歳以上	155 万円
		65 歳未満	105 万円
	夫婦 (配偶者を扶養)	65 歳以上	211 万円
		65 歳未満	171.3 万円

※生活保護基準の1級地(東京都23区等)における非課税限度額